

# 都における貸金業対策

## —貸金業対策関係資料—

(平成21年12月14日)

東京都産業労働局

(金融部 貸金業対策課)

## 1 都知事登録業者の状況 —登録業者は急激に減少—

登録業者数は、ここ数年、毎年減少し、減少率が加速している。

21年11月末現在 1,164者 ピーク時は6,983者（平成14年度）

19年12月末の本体施行時に比べ半減。

（内訳）

法人業者約9割（997者）、個人業者約1割（167者）

都（1）392者、都（2）243者、都（3）～（9）529者

### 【都知事登録業者の特徴】

○兼業が多い（兼業者64% 専業者36%）

○貸付先は関連会社（グループ企業）やグループ会社従業員向けとする業者が多い。

（事業者向け40%、消費者向け26%、関連会社向け17%、グループ会社従業員向け5%）

減少要因は、

本体施行に伴う役員等の業務経験の義務付けなど参入規制の強化、

財産的基礎要件の引上げによる新規・更新登録の減少、

自主廃業及び行政処分による登録の抹消など。

特に、新規登録申請者に対する詳細なヒアリングの実施による不正登録の排除も要因。

### ◆ 登録業者数の推移（各年度末・21年度は11月末現在）

単位：者

年 度	18	19	20	21
東京都	2,770	2,112	1,471	1,164
全国計	11,832	9,115	6,178	未公表

### ◆ 新規・更新登録業者数の推移（各年度末・21年度は11月末現在）

単位：者

年 度	18	19	20	21
新規登録	661	395	161	71
更新登録	438	390	367	145

① 新規登録件数

新規登録は、本体施行後（社内規則の作成義務化、3年以上の業務経歴等登録拒否要件の厳格化）、特に個人登録が減少している。

（21年度は11月末現在）

年 度	18	19	20	21
法 人	384	206	123	61
個 人	277	189	38	10
計	661	395	161	71

② 登録拒否件数

登録拒否件数は、本体施行後、偽の業務経歴による申請であることがヒアリング時に判明したことから増加した。

（21年度は11月末現在）

年 度	18	19	20	21
件 数	11	25	27	5

③ 登録業者の登録回数別比較

21年度は、18年度と比較しても、都（1）の構成比は減少している。これは、金融経済環境の悪化や本年6月施行の財産的基礎要件の引上げなど法改正による影響と思われる。

18年度末

登録回数別	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
業者数	1,322	463	268	155	87	111	78	286	2,770
構成比 (%)	<u>47.7</u>	16.7	9.7	5.6	3.1	4.0	2.8	10.3	100.0

21年度（11月末）

登録回数別	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
業者数	392	243	149	90	53	50	42	32	113	1,164
構成比 (%)	<u>33.7</u>	20.9	12.8	7.7	4.6	4.3	3.6	2.7	9.7	100.0

## 2 行政処分の状況

- (1) 21年度（11月末現在）の行政処分総件数は、75件であった。
- (2) 「違反情状が特に重い」悪質な貸金業者の取り消し処分は59件であった。  
処分の主な理由は、法令・行政処分違反39件、出資法違反17件、  
名義貸し3件
- (3) 「欠格条項等に該当」の取消し処分件数は2件
- (4) 改正貸金業法の新設条項を適用した登録取消し処分件数は5件  
処分の理由：6ヶ月以内の貸金業不開始・休止

### ◆ 処分件数の推移（各年度末・21年度は11月末現在）

事項		年度			
		18	19	20	21
行政処分総件数		289	281	224	75
内 訳	登録取消し (違反情状が特に重い)	179	165	116	59
	登録取消し (欠格条項該当業者)	25	37	21	2
	登録取消し (6ヶ月以内の不開始等)	—	—	6	5
	所在不明登録取消	85	77	80	4
	業務停止命令	0	2	1	5

### 〈21年度 処分75件の内訳〉

- 法人・個人別 法人：21件 個人：54件
- 登録回数別 都(1)60件、都(2)11件、都(3)～(9)4件
- 不法行為に至った経緯 ー本人からの聞き取りー

#### 【高金利】

「賃貸料や従業員の給料を支払うために、違法と分かっているにもかかわらず得なかった。」

「従業員が高金利で貸し付けていることを知らなかった」

「借りたまま返済しない客が増加しており、そのためには回収可能な客から高金利で回収するしかなかった。」

「他店では借り入れができない者に貸しているのだから、多重債務者を救済しているようなものだ。」

#### 【名義貸し】

「パチンコ店で勧誘され、月10万円で応じた。」

「前職の関係者から頼まれ、断れなかった。」

「応じたら借金を軽減すると言われ、やむなく応じた。」

【6ヶ月休止】

「開業当初は何とか営業できたが、徐々に営業が苦しくなり、1年前から休止状態である。」

【事業報告書虚偽記載】

「実際は高金利で貸し付けているので、虚偽の貸付金利を記載するほかなかった。」

● 反省の弁

「深く反省しており、もう貸金業をやるつもりはないので、東京都の行政処分に従います。」

「従業員が高金利違反を行っていたとは全く知りませんでした。事実確認をしましたらそのとおりでした。この責任は代表である私の責任であり、深く反省しております。つきましては、東京都の行政処分については、甘んじて受けるつもりであります。」

「高金利違反は認めるが、返済日や返済額については、客の都合に合わせていたのに、苦情が入るとは思わなかった。」

《実態から見た悪質業者像》

貸金業に関する十分な知識と経営力を備えていない、  
安易に貸金業者として開業した結果、経営に行き詰まり、  
あるいは、当初から不正の意図をもって登録し、  
開業後の時期を置かずに違法行為に走る。

### 3 苦情・相談の状況

苦情・相談の内容としては、これまで「詐欺的行為」や「債務整理」、「高金利」に関するものが多かった。

20年度は、特定貸金業グループの取立行為に対する債務者等からの苦情相談で増加したが、21年度は19年度並の件数となっている。

苦情相談件数の推移（21年度は11月末現在）

年 度	18	19	20	21
苦情・相談件数	10,131	7,243	10,461	5,397

【苦情・相談の主な内容】21年度（11月末現在）

- ・登録照会に関するもの 3,429件（うち、登録がないもの 2,583件）
- ・詐欺的行為に関するもの 187件
- ・高金利に関するもの 181件

- ・債務整理に関するもの 130件

【特徴】

- ・都外在住者からの苦情・相談が多い。これは、都の登録業者又はその名称・登録番号などを使った者が、ダイレクトメールや雑誌広告、インターネット等を通じて、全国の顧客を勧誘しているためと考えられる。

〈参考〉

都の指導監督体制

- 課長、副参事（特別検査担当）
- 検査指導係（苦情相談の受付、業者への指導・処分、立入検査等）
- 登録係（登録状況の照会、登録及び変更審査、各種届出等）

## 4 多重債務対策

「東京都多重債務問題対策協議会」 平成19年8月 設置

構成：行政（都、国、区市町村）、民間団体（専門相談機関、福祉関係団体、その他関係団体など）

部会：情報連絡部会、相談部会、生活再建部会、金融経済教育部会、貸金業部会

主な取組状況

- 多重債務相談の問題対応マニュアルの作成、配布
- 多重債務110番の実施
- 生活再生事業の実施
- 金融経済教育モデル事業の実施
- ヤミ金融被害防止合同キャンペーンの実施